

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業

P F I 事業者選定に関する 客観的な評価の結果について

令和5年11月

埼玉県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき特定事業として選定した「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業」について、法第11条第1項の規定に基づきPFI事業者の選定に関する客観的な評価の結果を次のとおり公表する。

令和5年11月6日

埼玉県知事 大野 元裕

1. 事業概要

(1) 事業名称

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

公園施設（水泳プール他）

(3) 公共施設等の管理者の名称

埼玉県知事 大野 元裕

(4) 事業目的

県は、令和3年度に水泳競技の競技力向上と県民のスポーツ振興を目指し、屋内50m水泳場（以下「本施設」という。）の整備を推進するための「埼玉県屋内50m水泳場整備事業基本計画」を策定した。

本施設は、日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内50m水泳場として、水泳競技の各種大会を開催し、アスリートが自らの能力と技術の限界に挑む機会を提供するとともに、充実したトレーニング、練習会等を行える環境を提供することを想定している。県が上尾市に整備を進めているスポーツ科学拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活かし科学的根拠に基づくアスリート支援を行うとともに、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための支援も行うことを想定している。また、年間を通じて天候に左右されず利用できる環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ子供から高齢者まで障害の有無にかかわらず県民誰もが利用しやすい施設となることを想定している。

県は、本事業について、PFI事業として実施することを予定しており、事業期間全体を通して、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(5) 本施設の概要

本施設は「屋内50m水泳場」及び「外構」で構成され、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。

なお、県は本事業を実施する事業者を「地方自治法」第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

ア 屋内 50m水泳場

プール施設、管理・共用施設 等

イ 外構

駐車場、駐輪場 等

(6) 事業方式

事業者は、自らを本施設の原始取得者とし、本施設を整備した後、本施設を供用開始できる状態で、県に所有権を移転し、運営・維持管理を行う、B T O (Build Transfer Operate) 方式により、本事業を実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日～令和24年3月31日とする。

ア 設計・建設期間

事業契約締結の日～令和9年3月31日

イ 開業準備期間

令和9年4月1日～令和9年6月30日

ウ 供用開始予定日

令和9年7月1日

エ 運営・維持管理期間

令和9年7月1日～令和24年3月31日（14年9か月）

(8) 事業範囲

本事業の範囲は次のとおりである。

ア 本施設の整備（設計、建設）業務

(ア) 設計業務

a 基本業務

b 設計業務

(イ) 建設業務及び工事監理業務

a 基本業務

b 建設工事（造成、外構整備等を含む。）

c 工事監理業務

d 器具・備品等調達設置業務

e 本施設の引渡し及び所有権移転に係る業務

(ウ) 開業準備業務

a 基本業務

b 事前広報、利用者受付業務

c 開館式典及び内覧会等実施業務

d 開業準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務

e プール公認取得業務

イ 運営・維持管理業務

(ア) 運営業務

- a 基本業務
- b 大会開催等支援業務
- c スポーツ教室等実施業務
- d トレーニング指導実施支援業務
- e 競技力向上事業実施支援業務
- f 利用者受付業務
- g プール監視・水質等衛生管理業務
- h 広報・情報発信業務
- i プール公認更新業務
- j 駐車場・駐輪場運営業務
- k 周辺機関、関係団体等連携業務
- l 物販コーナー等運営業務
- m 自由提案事業

(イ) 維持管理業務

- a 基本業務
- b 建築物保守管理業務
- c 建築設備保守管理業務
- d 器具・備品等保守管理業務
- e 外構等保守管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h 修繕・更新業務
- i 植栽管理業務
- j 環境衛生管理業務

2. 落札者の決定

(1) 経緯

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、落札者決定基準に基づき、厳正かつ公正に審査及び評価を行い、最優秀提案者を選定した。（審査委員会における審査結果及び講評は「埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業審査講評（令和5年11月）」を参照。）県は、審査委員会での選定結果を踏まえて、落札者を決定した。

なお、詳細は次のとおりである。

令和4年9月26日	第1回 審査委員会
令和4年9月30日	実施方針および要求水準書（案）の公表
令和4年10月12日	実施方針および要求水準書（案）に関する説明会
令和4年10月12日～10月18日	実施方針および要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和4年12月15日	実施方針および要求水準書（案）に関する質問・意見の回答
令和4年12月23日	第2回 審査委員会
令和4年12月23日	実施方針および要求水準書（案）の修正版の公表
令和5年1月17日～1月20日	事業者対話の実施
令和5年2月7日	第3回 審査委員会
令和5年2月27日	事業者対話の実施結果の公表
令和5年3月31日	特定事業の選定・公表
令和5年5月12日	入札公告および入札説明書等の公表
令和5年5月22日～5月24日	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
令和5年6月5日	入札説明書等に関する質問の回答（第1回）
令和5年6月9日	入札説明書等に関する質問の回答（第1回） 【令和5年6月5日公表分を除く】 入札説明書等の修正版の公表
令和5年6月9日～6月19日	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付
令和5年6月22日	参加資格確認結果通知
令和5年6月30日～7月4日	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
令和5年7月21日	入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回） 入札説明書等の修正版の公表
令和5年7月26日～7月31日	事業者対話の受付
令和5年8月10日	事業者対話の実施
令和5年8月25日	事業者対話の結果公表 入札説明書等の修正版の公表
令和5年9月5日	第4回 審査委員会

令和5年9月19日～9月29日	入札提出書類（提案書）の受付
令和5年10月24日	第5回 審査委員会
令和5年11月6日	落札者の公表

(2) 落札者

前田建設工業グループ

代表企業	前田建設工業株式会社 関東支店
構成員	シンコースポーツ株式会社 埼玉支店
協力企業	株式会社大建設 東京事務所
	伸明建設株式会社

(3) 落札価格

21,045,136,151 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 財政負担の軽減効果

県が自ら実施する場合と落札者の提案に基づくPFI事業として実施する場合の県の財政支出額を算出した結果、PFI事業として実施することにより財政負担が約8.6%軽減されるものと見込まれる。

なお、財政支出額は現在価値に換算した上で算出している。

項目	値
VFM (割合)	約8.6%